

【一部新】民生委員費

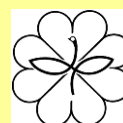
438 万円
(前年度:374万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)
民生委員の活動を支えます。
民生委員【3年任期】

- 民生委員活動事業
民生委員66人の活動費です。
活動費(報償費) 234 万円
活動旅費 20 万円
民生委員協議会活動助成金 112 万円
活動に伴う消耗品等 7 万円



- 【新】民生委員一斉改選関係
一斉改選に伴う民生委員推薦会、委嘱状伝達式、退任者感謝状贈呈式等に係る経費です。
民生委員推薦会経費 3 万円
民生委員委嘱状伝達式・全体研修会経費 3 万円
退任民生委員感謝状贈呈式等経費 59 万円



財源	
国県支出金	308万円
市の負担額	130万円

社会福祉事業振興費

2,399 万円
(前年度:2,414万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

社会福祉事業の振興を図ります。また、地域における見守りの連携を推進します。

- 市社会福祉協議会が実施している地域福祉活動等の事業を支援します。
- 市社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター及びケアネットセンターの運営を支援します。

- 社会福祉団体活動等に対する補助 304万円
社会福祉団体の活動及び地区社協で開催する敬老会を支援します。
- 市社会福祉協議会 職員等設置補助
社会福祉事業を実施する市社会福祉協議会の職員配置及び事務局の庁舎使用料に対し、支援します。
 - 社会福祉活動専任職員等設置補助 1,264万円
 - 庁舎使用料 72万円
- ボランティアの振興補助
市社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターを支援します。
 - ボランティアコーディネーター設置補助 96万円
 - ボランティアセンター運営費等補助 36万円
 - ①ボランティアセンターの運営費
 - ②ボランティアの集い開催費
 - ③ボランティア活動体験講座開催費
 - ④ボランティア保険加入助成事業
 - ⑤災害救援ボランティア活動支援事業
- 地域福祉推進事業に対する補助 137万円
地域における福祉のまちづくり事業を支援します。
 - 総合相談センター運営費補助
 - 福祉出前講座開催補助
 - 広報誌発行費補助
 - 車椅子移送車貸出事業補助
- 福祉見回り隊育成事業に対する補助
地区社協と連携し、住民の参加とケアネット・福祉見回り隊育成事業を支援します。
 - ケアネットコーディネーター設置補助 281 万円
 - ケアネット・福祉見回り隊に対する補助 189 万円
- 地域の見守り連携推進に必要な経費 20万円
地域の見守り連携の普及啓発や、研修会等を開催し、地域における見守りを推進します。

財源	
その他(基金の利子)	1万円
市の負担額	2,398万円

民生費

遺族等援護費 24万円

(前年度:24万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

戦争で亡くなられた方々を追悼するため、市主催の追悼式を開催するほか、ご遺族が慰霊祭に参列する際の費用を助成します。

- 市戦没者追悼式の開催費用 17万円
- 慰霊祭参拝助成 7万円



財源

市の負担額 24万円

【一部新】生活困窮者等援護費 940万円

(前年度:537万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

働きたいけど働けない、住むところがないなど経済的に困窮している方の相談を受け、就労に向けた支援や一時的な住まいの提供等を行うことで自立を助長します。

- 生活困窮者自立支援事業 544万円
経済的自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。
(委託先: (福)富山県社会福祉協議会等)
- 自立相談支援事業
- 就労準備支援事業
- 家計改善支援事業
- 一時生活支援事業
- 住居確保給付金

○新型コロナウイルス感染症対策費

- 【新】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 381万円
緊急小口資金の特例貸付を借り終えた世帯等に対して、自立支援金を支給します。

- 成年後見人の選任費用の助成 8万円

- 行旅人の旅費や医療費の助成 7万円

財源

国県支出金 776万円

市の負担額 164万円

生活安定資金融資事業費 300万円

(前年度:300万円)

(担当: 商工水産課 商工労政係)

市内勤労者の日常生活における想定外の出費に対し、融資を行います。

- 生活安定小口資金預託金 300万円
本融資制度の取り扱い金融機関(北陸労働金庫)に預託します。

預託とは…長期・固定で低利の融資を行うため、金融機関と連携して融資制度を策定し、その金融機関に融資資源の一部を預け入れること。



財源

その他(回収資金) 300万円

自殺対策事業費 14万円

(前年度:14万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、若年層を中心とした自殺予防の普及啓発や自殺対策を推進するゲートキーパーを養成します。

- 若年層への普及啓発のための配布用リーフレットや冊子の購入 8万円

- ゲートキーパー養成研修の開催 5万円

- 自殺対策推進協議会の開催 1万円

財源

国県支出金 7万円

市の負担額 7万円

福祉のまちづくり事業基金積立金 1千円

(前年度: 1千円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

福祉のまちづくり事業基金へ寄付金を積立てます。

- 寄付金の積立です。



財源

その他(寄付金)	1千円
----------	-----

国民健康保険事業特別会計繰出金 2億420万円

(前年度: 1億9,689万円)

(担当: 市民課 医療保険係)

事務費や、国民健康保険税を軽減した分などを一般会計から国民健康保険特別会計へ支払います。

- 事務費分 5,790万円
- 国民健康保険強化助成費 700万円
- 保険基盤安定負担分 1億2,410万円
- 出産育児一時金繰入相当分 420万円
- 財政安定化支援事業繰入金相当分 1,100万円

財源

国県支出金	9,308万円
市の負担額	1億1,112万円

社会福祉事務費 82万円

(前年度: 92万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係・高齢福祉係)

社会福祉に関する事務を行います。

- 「滑川市の福祉」の発行 16万円
市の福祉施策や事業の内容が一覧できる冊子を製作し、配布しています。
- 避難行動要支援者支援システムの保守委託 6万円
災害時に支援を要する方々の情報を管理するシステムの保守料です。
- 社会を明るくする運動 啓発グッズの購入 26万円
- その他事務費 34万円

財源

国県支出金	12万円
市の負担額	70万円



民生費

自立支援給付費

7億850万円

(前年度: 6億6,150万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者(児)が、介護や訓練、能力を向上するためのサービスを利用した場合、そのサービスの提供に必要な費用を支給します。また、身体障がい者(児)が生活をする上で必要な補装具の購入や修理費用を支給します。

- 障害福祉サービス給付費 6億800万円

障がい者が利用できるサービスで、主に入浴・排せつ・食事等の介護を受ける「介護給付」や、生活や就労のための訓練を受ける「訓練等給付」などがあります。

- 障害児通所給付費 9,200万円

障がい児が利用できるサービスで、未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や就学中の障がい児が放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等を行う「放課後等デイサービス」などがあります。

- 補装具給付費 850万円

身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするための補装具の購入・修理等の費用を支給します。

<補装具の例>

肢体不自由…義手、義足、装具、車椅子等
視覚障害…視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障害…補聴器

※所得に応じて1割の自己負担があります。ただし、負担が大きくなりすぎないように、1ヶ月当たりの負担の上限額が設定されます。

財源

国県支出金	5億3,138万円
市の負担額	1億7,712万円

自立支援医療費等給付費

2,031万円

(前年度: 2,031万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

身体に障がいがあり、手術やその他の治療によって障がいの改善や苦痛の軽減が見込める方に対して、医療費の一部を支給します。

- 更生医療費 240万円

18歳以上の方で、身体障害者手帳に記載されている障がいに関する手術やその他の治療によって障がいを軽くしたり、苦痛を軽減できる見込みがある方の医療費の自己負担を軽減します。

例) 冠動脈バイパス移植術(心臓機能障害)
腎移植後の抗免疫療法(腎臓機能障害)



- 育成医療費 80万円

18歳未満の方で、身体に障がいや病気があり、放置すると将来障がいが残る可能性があるものの、手術等の治療で改善が期待できる子どもの医療費の自己負担を軽減します。

例) 先天性耳奇形(聴覚障害)
口蓋裂等形成術治療(言語障害)



- 療養介護医療費 1,700万円

医療と常時介護の両方を必要とする方で、長期入院をしながら機能訓練や日常生活の支援等を受けている方に施す医療的ケアに対する費用の一部を給付します。

- 判定医師への謝礼等 11万円

財源

国県支出金	1,515万円
市の負担額	516万円

重度障害者等医療給付費

1億645万円
(前年度:1億577万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

【障Ⅰ】0～64歳までの「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1級」所持者の医療費を助成します。

【障Ⅱ】65歳以上の次の①又は②に該当する障がい者の医療費（健康保険の自己負担額）を助成します。

①65歳以上の「身体障害者手帳1～4級の一部」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1・2級」所持者等で後期高齢者医療制度に加入している方

②65～69歳までの「身体障害者手帳4級の一部～6級」又は「療育手帳B」所持者

- ・ 医療費を助成するための経費 1億600万円

区分	等級	0～64歳	65～69歳	70歳～
重度	身体障害者手帳 1級・2級	○全額助成	○全額助成 自己負担分を、いったん医療機関にお支払いになり、領収書を市に提出いただいたのち、市から還付します。	
	療育手帳 A			
	精神障害者保健福祉手帳 1級			
	障害年金 1級			
中度	身体障害者手帳 3級 4級の一部(※1)	/	※ 中度で現役並み所得（医療費の負担割合が3割）者の方は、医療費の2割分のみ助成となります。	
	精神障害者保健福祉手帳 2級			
	障害年金 2級			
軽度	身体障害者手帳 4級の一部(※1以外) 5級・6級	/	○一部助成 所得に応じて自己負担額が2割又は3割となります。	/
	療育手帳 B			

※1 4級の一部とは、4級の音声・言語機能障がい及び下肢4級の1号、3号、4号の方です。

※ 65歳～74歳の重度及び中度の障がいの方が助成を受ける場合には、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

※ 所得制限（世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満）があります。

- ・ 事務費（手数料等） 45万円



財源

国県支出金	4,322万円
その他（高額療養費分）	2,000万円
市の負担額	4,323万円

【一部新】地域生活支援事業費

1,725 万円
(前年度:1,723万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者(児)がその能力や適性に応じ、地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種の事業を通じて支援します。

- ・ 障がい者・家族レクリエーション大会の開催 7万円
障がい者が、他の障がい者や家族・ボランティア等と共にレクリエーションを行うことで親睦を深めるとともに社会参加を促すことを目的に開催します。
- ・ 成年後見制度利用支援事業 41万円
障がい者の権利擁護を図るため、法定後見人等の申請費用の一部や報酬を助成します。
- ・ 日常生活用具給付等事業 720万円
日常生活を容易にするための用具(ストマ等)を給付又は貸与します。
- ・ 移動支援事業 8万円
外出が困難な障がい者が買い物等の外出を行う際に付添い等の支援を行います。
- ・ 日中一時支援事業 200万円
(【新】訪問入浴サービス事業を含む。)
障がい者の一時的な日中活動の場を確保し、介護者の就労活動や休息を支援します。また、障がい者の心身機能の維持のために、自宅訪問による入浴サービスを行います。
- ・ 障害福祉サービス事業所等への交通費の助成 86万円
障害福祉サービス事業所(就労系・児童発達支援センター)に通所(園)する際の交通費の一部を助成します。
- ・ 全国障害者スポーツ大会派遣選手への激励 2万円
全国障害者スポーツ大会に参加する選手に対し、激励費をお渡しします。

- ・ 生活訓練事業・生活支援事業 30万円
知的障がい者や精神障がい者を対象に、日常生活を営むために必要な訓練(マナーの習得・料理の仕方など)を実施します。



- ・ 地域活動支援センター I 型事業費補助金 573万円
精神障がい者の日中活動を支援する事業所に対し、運営費の一部を助成します。
- ・ 更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付 23万円
障害福祉サービス事業所で自立訓練又は就労移行支援を利用する際の費用の一部を給付します。
- ・ 運転免許取得・自動車改造費用の助成 20万円
障がい者が運転免許を取得する場合や、身体障がい者が自動車の手動装置等の一部を改造する際の費用の一部を助成します。
- ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 15万円
補装具の支給対象とならない軽度~中等度難聴の児童が補聴器を購入する際の費用の一部を助成します。



財源

国県支出金	843万円
市の負担額	882万円

障害者福祉券給付費

374 万円
(前年度:381万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者(児)の衛生保持や外出機会の確保を図るため、市内の浴場や理美容店で使える利用券やタクシー・コミュニティバスの利用券を配布します。

- 福祉利用券の配布 **223万円**
対象: 障害者手帳(身体障害者手帳4級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)所持者及び傷痍軍人



- 障害者のるMyCar乗車券 **22万円**
対象: 障害者手帳所持者
※福祉タクシー利用券と障害者のるMyCar乗車券は、選択制で配布



- 福祉タクシー利用券の配布 **116万円**
対象: 障害者手帳(身体障害者手帳2級以上と3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)所持者



- 事務費(印刷代) **13万円**

財源

市の負担額 **374万円**

知的障害者更生施設建設補助金 110 万円
(前年度:162万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

日常生活を送るうえで介護などの支援が必要な障がい者の入所施設の建設費の一部を補助することにより、障がい者が安心して暮らせる場所づくりを推進します。

- 社会福祉法人新川会(四ツ葉園)への補助 **110万円**



財源

市の負担額 **110万円**

特別障害者手当等支給事業費 818 万円
(前年度:836万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

心身に著しく重度の障がいを持つ方に手当を支給します。

- 特別障害者手当分 **492万円**
対象: 在宅の20歳以上の方であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
(月額 27,350円)
- 障害児福祉手当分 **322万円**
対象: 在宅の20歳未満の方であって、重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方
(月額 14,880円)
- 事務費(郵便料など) **4万円**

財源

国県支出金 **610万円**
市の負担額 **208万円**

民生費

心身障害者（児）年金 950万円 (前年度:951万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

心身に障がいのある方の生活の向上と福祉の増進を図るため、年に1回、年金を支給します。

- 心身障害者年金分 936万円
【支給概要】
身体障害1級、精神障害1級、知的障害A
支給額: 12,500円
身体障害2級、精神障害2級
支給額: 10,500円
身体障害3級、精神障害3級、知的障害B
支給額: 9,300円
- 心身障害児年金分 13万円
【支給概要】
身体障害1・2級、精神障害1・2級、知的障害A
支給額: 14,500円 対象見込: 2人
身体障害3～5級、精神障害3級、知的障害B
支給額: 12,000円 対象見込: 8人
- 事務費(封筒代) 1万円

財源

市の負担額 950万円

重度身体障害者対策費 253万円 (前年度:314万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

在宅で生活する重度の身体障がい者(児)が、安全・快適に日常生活を過ごせるよう、各種の助成等を行います。

- 寝具の丸洗い・乾燥サービス 6万円
- 住宅改修費用の助成 150万円
- おむつ購入費の助成 97万円



財源

国県支出金 99万円
市の負担額 154万円

在宅障害者（児）介護福祉手当 39万円 支給事業費 (前年度:39万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

重度の心身障がい者(児)を在宅で常時、かつ引き続き3ヶ月以上の期間において介護する方に対し、その労をねぎらうために手当を支給します。

- 手当の支給費用 39万円
1月あたり4,000円を毎年4月及び10月に支給します。

財源

市の負担額 39万円



手話のまちづくり事業費

479 万円
(前年度:528万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

手話を使って安心して元気に暮らすことのできるまちを目指し、手話への理解の促進や手話の普及に関する施策を実施します。

- 滑川市手話施策推進会議の開催 4万円
手話に関する施策の方針を定めるとともに施策の推進状況を点検するための会議を開催します。
- 手話通訳者の設置 302万円
聴覚障がい者への手話通訳による窓口対応や各種手話施策の推進のための業務にあたる手話通訳者を1名設置します。
- 手話奉仕員養成研修の実施 80万円
聴覚障がい者との交流促進を図ることなどを目的に、日常会話程度の手話技術を習得する“手話奉仕員”を養成します。
- 手話講座の開催 12万円
個人のグループや団体を対象に、手話に身近に触れて関心をもっていただける手話講座を開催します。
- 手話通訳者、要約筆記者の派遣 55万円
手話を用いる聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- 手話イラストの作成 3万円
手話イラストを市の広報やHPに掲載します。
- 手話言語条例周知用小冊子の作成 23万円
聴覚障がいや手話への理解を深めてもらうための小冊子を作成します。

財源

国県支出金	328万円
市の負担額	151万円

障害者自立支援事務費

705 万円
(前年度:779万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

障がい者福祉全般に関する事業を行います。

- 障害支援区分の判定 57万円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用時に必要となる「障害支援区分」判定経費です。
- 障害者相談員の設置 16万円
地域において、障がい者からの各種の相談に対応する障害者相談員の委嘱や研修の実施経費です。
- 「障がい者ハンドブック」の作成 8万円
滑川市の障がい者福祉施策や事業の主な内容を一冊にまとめ、手帳の新規取得時などに配布します。
- 児童発達支援センター「つくし学園」運営費共同負担金 48万円
障がい児が通所して、集団生活に適應するための訓練などを行う施設の運営費の一部を負担します。
(施設設置者: 魚津市)
- 心身障害者扶養共済制度加入助成金 23万円
富山県心身障害者扶養共済制度に加入する低所得世帯に対し、毎月の掛金の一部を助成します。
- 相談支援事業費 210万円
障がい者からの相談に専門の職員が応じます。
(委託先: (福)新川会)
- 医療的ケア児支援のための協議の場 負担金 8万円
医療的ケアを必要とする方の支援体制を整備するため、圏域での協議の場を設ける費用です。
- 地域生活支援拠点整備 85万円
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支援する体制を整備する費用です。

- 事務費(郵便料、手数料、リース料など) 250万円

財源

国県支出金	1万円
市の負担額	704万円

民生費

老人ホーム入所措置費 223 万円 (前年度:223万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

家族等からの援助を受けることができない高齢者が老人ホームに入所した際に、老人ホームにお金を支払うものです。

- ・ 養護老人ホームへの支払い 223万円



財源

その他（入所者負担金）	60万円
市の負担額	163万円

生活支援ハウス運営事業費 1,637 万円 (前年度:1,668万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

身の回りのことは自分でできるが、自宅での生活に不安のある高齢者が入居する施設である「生活支援ハウス」の運営をお願いしている法人にお金を支払うものです。

- ・ ほたるの里への委託料 1,637万円



財源

市の負担額	1,637万円
-------	---------

シルバー人材センター運営費補助金 834 万円 (前年度:834万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

働くことによる高齢者の生きがいづくりと、地域社会への貢献を目的とする組織であるシルバー人材センターの運営のために必要なお金を補助するものです。

- ・ 運営補助金 834 万円



財源

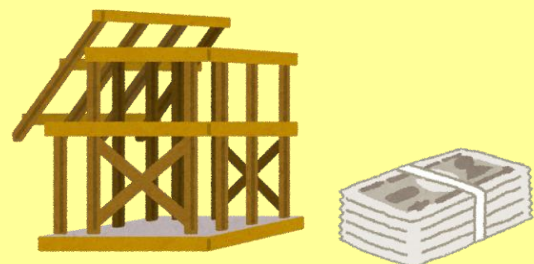
市の負担額	834万円
-------	-------

老人福祉施設借入金償還補助金 160 万円 (前年度:160万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

老人福祉施設を運営する法人が建物を建設する際に借りたお金を返済するために必要なお金の一部を補助するものです。

- ・ ほたるの里への補助金 160万円



財源

市の負担額	160万円
-------	-------

ゲートボール場管理運営費 288 万円

(前年度:292万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

ゲートボール場の管理運営を行います。

- ・市営ゲートボール場指定管理料 288万円
《指定管理者》
文化・スポーツ振興財団



財源

その他(ゲートボール場使用料)	30万円
市の負担額	258万円

老人のための福祉のまち推進費 1,526 万円

(前年度:1,535万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

長寿のお祝いや、介護予防のため外出機会を提供します。

- ・百歳祝品贈呈(20人) 58万円
- ・米寿祝品贈呈(242人) 157万円
- ・老人福祉週間啓蒙看板設置 1万円
- ・福祉利用券 1,168万円
- ・「悠友サロン」、「シルバーデー」142万円



財源

市の負担額	1,526万円
-------	---------

高齢者生きがい事業費

628 万円

(前年度:661万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

高齢者が健康でいきいきと生活するため、各種スポーツや文化活動への参加促進を図ります。

- | | | | |
|-----------------------------|-------|-----------------|------|
| ・ゲートボール大会等の開催 | 13万円 | ・世代交流(握手の集い)の実施 | 35万円 |
| ・ねんりんピック出場者への激励費 | 16万円 | ・高齢者バス教室 | 10万円 |
| ・陶芸教室の運営 | 34万円 | ・高齢者地域文化活動 | 20万円 |
| ・単位老人クラブへの補助金 | 370万円 | ・高齢者作品展の開催 | 5万円 |
| ・悠友クラブ滑川(旧滑川市老人クラブ連合会)への補助金 | 102万円 | | |
| ・いきいきふれ愛スポーツ大会の開催 | 13万円 | | |
| ・ニュースポーツの振興 | 10万円 | | |



財源

国県支出金	236万円
市の負担額	392万円

民生費

高齢者日常生活支援サービス事業費

637 万円

(前年度: 618万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

在宅で生活する高齢者の見守りを推進し、介護する方の負担軽減のため、各種サービスを実施します。

- 福祉電話料 4万円
ひとり暮らし高齢者の緊急連絡等に利用するための電話を無料で貸与し、基本料金を補助します。
- 訪問理髪サービス 5万円
在宅の要介護度4・5の方のご自宅を理髪店が訪問し、理髪サービスを行います。
- 高齢福祉推進員研修会 12万円
ひとり暮らし高齢者登録者の日頃の声かけ、見守りを行っていただく「高齢福祉推進員」に、高齢者の見守りについて知識を深めてもらい、民生委員やボランティアとの連携を図られるよう研修を行います。
- 寝具丸洗い・乾燥サービス 15万円
在宅の要介護度4・5の方を対象に、希望者宅を巡回し、寝具の丸洗い・乾燥を行います。
- ミドルステイ 67万円
在宅で高齢者を介護している方が、病気などにより介護ができないとき、一時的に特別養護老人ホーム等に入所することができます。
- 緊急通報装置設置事業費 227万円
ひとり暮らし高齢者や障がい者、高齢者のみの世帯の方など、緊急時の対応に不安がある方に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置します。
- おむつ購入費の助成 107万円
一定の条件を満たし、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族の方に介護用品の購入費用の一部を助成します。
- 在宅要介護高齢者福祉金 200万円
施設等に入所せず、在宅で介護を受けている65歳以上の要介護4・5の高齢者を対象として月額5,000円を給付します。



財源

国県支出金	159万円
その他	22万円
市の負担額	456万円

民生費

後期高齢者医療事業特別会計繰出金 5億2,929万円 (前年度:5億3,059万円)

(担当: 市民課 医療保険係)

事務費分、医療給付費分、後期高齢者医療保険料を軽減した分を一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ支払います。

・事務費分	4,429万円
・医療給付費負担分	4億84万円
・保険基盤安定負担分	8,416万円

財源

国県支出金	6,312万円
市の負担額	4億6,617万円

介護保険事業特別会計繰出金 5億217万円 (前年度:5億1,295万円)

(担当: 福祉介護課 介護保険係)

介護保険事業特別会計へ繰出します。

・介護給付費法定繰出金	3億6,583万円
・人件費繰出金	5,601万円
・事務費等繰出金	2,905万円
・低所得者保険料軽減事業繰出金	2,451万円
・地域支援事業繰出金	2,116万円
・介護サービス事業勘定繰出金	561万円

財源

国県支出金	1,838万円
市の負担額	4億8,379万円

老人福祉事務費 26万円 (前年度:26万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

老人福祉に必要な事務を行います。

・成年後見制度申立費用立替費 (1件分)	7万円
・バス乗継送迎タクシー料補助金 のるマイカーのバス停から遠い東福寺町内の高齢者のため、安田町内のバス停までの送迎タクシー料を補助します。(月3回)	16万円
・事務費	3万円



財源

その他	7万円
市の負担額	19万円

国民年金事務費 47万円 (前年度:56万円)

(担当: 市民課 市民係)

国民年金の加入や、保険料の納付に関する手続きを行います。

・参考図書、事務用品代等	10万円
・郵便料等	14万円
・コピー使用料	23万円

財源

国県支出金	47万円
-------	------

民生費

児童委員費 313 万円

(前年度:313万円)

(担当: 福祉介護課 高齢福祉係)

児童委員と主任児童委員の活動を支えます。

- 児童委員66人と主任児童委員10人の活動費です。
- | | |
|-----------------------|-------|
| 活動費(報償費) | 302万円 |
| 民生委員協議会活動助成金(主任児童委員分) | 7万円 |
| 活動に伴う消耗品等 | 4万円 |

財源

国県支出金	263万円
市の負担額	50万円

子ども未来サポートセンター運営費 42 万円

(前年度:42万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

切れ目ない子ども・子育て支援推進体制として、健康センター及び子ども課を相談拠点とし、母子保健分野と子育て支援分野との一体的な支援を実施します。

子どもとその家庭を対象に、実情の把握、相談対応、ソーシャルワーク業務を行い、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう支援を行います。

- ことばの教室事業 5万円
- 幼保小連携事業 3万円
- その他事務費 34万円

財源

国県支出金	21万円
市の負担額	21万円

ファミリー・サポート・センター運営費 30 万円

(前年度:30万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事と育児を両立し安心して働き続けることができるよう育児をサポートします。育児の援助を行いたい人と、受けたい人を組織化し、相互援助活動を行います。

- 運営費 30万円
(消耗品、保険料、会議室使用料など)

※実施主体 市社会福祉協議会

財源

国県支出金	20万円
市の負担額	10万円

児童相談等事業費 281 万円

(前年度:284万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

家庭生活や保育所、学校における集団生活での子どもの気かりなことに関する相談に応じる家庭児童相談員を配置します。また、児童虐待防止のための会議を開催します。

- 家庭児童相談室経費 277万円
- 要保護児童対策地域協議会開催経費 4万円



財源

国県支出金	2万円
市の負担額	279万円

保育所等施設整備補助金 125 万円

(前年度:744万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

市内私立保育所及び認定こども園の施設整備に必要な経費の一部を助成します。

- 同朋認定こども園
老朽化した照明設備のLED照明への更新
工事費補助金



財源

市の負担額 125万円

児童福祉事務費 187 万円

(前年度:252万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

児童福祉に関する事務を行います。

- 子育て・孫育て応援サイト・アプリの運用保守 50万円
- 富山広域連携中枢都市圏連携事業
 - ①孫とおでかけ支援事業 90万円
圏域内の対象施設を、祖父母と孫(ひ孫)と一緒に訪れた場合の利用料・観覧料などを免除します。
〈市内対象施設〉
ほたるいかミュージアム、市立博物館
 - ②富山市まちなか総合ケアセンター病児保育事業 2万円
保育施設で体調不良になった子どもを、保護者の代わりにタクシーで送迎し、富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室で保育看護します。
- 子ども・子育て会議の開催経費 14万円
- その他事務費 31万円

財源

市の負担額 187万円

【一部新】私立保育所等運営事業費

13億4,161 万円

(前年度:12億9,096万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育と満3歳から就学前の児童の幼児教育・保育を行います。

- 保育所委託費 5億8,850万円
市内私立保育所(6園)及び市外の保育所に入所している児童の保育に要する費用を保育所に支払います。
- 認定こども園施設型給付費 7億3,179万円
市内認定こども園(6園)及び市外の認定こども園に入所している児童の保育・幼児教育に要する費用を認定こども園に支払います。
- 【新】保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 2,132万円
保育士等の収入を3%引き上げるための費用を市内私立保育所、認定こども園に支払います。

※令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3歳以上児(1・2号認定こども)の保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

→国による無償化の対象とならない3歳未満児については、引き続き、第2子以降の保育料を市で無料にしています。

〔 影響額: 第2子 6,274万円
第3子以降 1,915万円 〕

※1・2号認定子どもに係る副食費は原則保護者負担となりますが、第2子以降の子どもは月額上限4,500円の範囲で無料にしています。



財源

国庫支出金 8億8,039万円
その他(保育料) 2,760万円
市の負担額 4億3,362万円

民生費

【一部新】私立保育所等育成事業費

624 万円
(前年度:534万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

私立保育所及び認定こども園の教育・保育活動の振興を図るため支援します。

- ・保育所運営費補助金 130万円
保育を担う市内私立保育所6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・保育所整備借入金償還補助金 165万円
私立保育所1園の施設整備借入金の償還金を補助します。
- ・認定こども園運営費補助金 177万円
保育・教育を担う市内私立認定こども園6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・認定こども園整備借入金償還補助金 51万円
認定こども園3園の施設整備借入金の償還金を補助します。
- ・【新】認定こども園及び保育所児童送迎バス購入費補助金 100万円
認定こども園等の送迎バスの購入に際し、購入費用の一部を補助します。

財源

国県支出金	27万円
市の負担額	597万円

私立保育所等特別保育事業費 8,116 万円 (前年度:7,998万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

通常の保育に加えて、保育士や看護師を雇用して特別保育事業を実施している私立保育所等に対し助成します。

特別保育事業に対する補助

- ・延長保育事業 12園
- ・病児保育事業 8園
(体調不良児対応型)
児童が保育中に体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまで、看護師が対応します。
- ・地域子育て支援拠点事業 1園
- ・一時預かり事業 10園
(一般型・幼稚園型)
- ・年度途中入所促進事業 7園
- ・すこやか保育推進事業 1園
- ・アレルギー対応特別給食提供事業 1園
- ・障害児保育事業 9園
- ・地域活動事業 10園
地域に開かれた保育所等を目指し、一緒に参加できる行事を行います。

財源

国県支出金	4,459万円
市の負担額	3,657万円

認可外保育施設等利用助成費 296 万円 (前年度:251万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

認可外保育施設等の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。また、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の子の認可外保育施設保育料等を助成します。

- ・施設等利用給付費 89万円
保育の必要性がある3歳以上の子ども(3歳未満の子どもは住民税非課税世帯のみ対象)が、認可外保育施設や認定こども園の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。(上限あり。)
- ・認可外保育施設保育料軽減事業 207万円
滑川市に住所を有する第2子以降の子どもが、認可外保育施設を利用した際の利用料及び給食費を助成します。(上限あり。)
※所得制限はありません。
第2子 207万円



財源

国県支出金	67万円
市の負担額	229万円

【一部新】保育対策総合支援事業費 1,356 万円
(前年度:580万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

保育所や認定こども園における衛生用品や備品などの購入費を支援します。また、医療的ケアが必要な児童に対する看護師等の配置について支援します。

- ・【新】医療的ケア児保育支援事業費補助金 776万円

医療的ケアが必要な児童に対し、保育所等が看護師等を配置して医療的ケアを行った場合や、専門の研修を受講した場合などに補助します。

○新型コロナウイルス感染症対策

- ・感染症対策用備品 580万円

【対象施設】

市内私立保育所、認定こども園（12施設）

【補助内容】

マスクや消毒液などの衛生用品、感染症予防用備品などの購入費を補助します。

財源

国県支出金	1,227万円
市の負担額	129万円

放課後児童対策事業費 5,636 万円
(前年度:5,353万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

昼間、保護者のいない家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びの場や生活の場を設けるため、市内全小学校区に放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。

- ・放課後児童対策事業 5,173万円
放課後児童クラブの運営を各小学校区の運営協議会や社会福祉法人などに委託して実施します。

- ・学習・生活アドバイザー派遣事業 17万円
アドバイザーが放課後児童クラブを巡回し、クラブの職員にアドバイスをしたり相談に応じたりします。

○新型コロナウイルス感染症対策費

- ・感染症対策用備品の購入助成 446万円



財源

国県支出金	3,862万円
市の負担額	1,774万円

地域子育て支援センター運営費 73 万円
(前年度:73万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

乳幼児のいる親子の交流や育児相談を行うとともに、育児講座や子育て教室を開催し、子育て家庭の育児と子どもの健やかな成長を支援します。

子育て支援センターを設置し、次のような事業を行っています。

- ・保育士による育児相談
- ・子育てサロン
- ・育児講座
- ・子育て教室
- ・食育教室
- ・保育の出前 など

《主な経費》

- ・講師に対する謝礼 7万円
- ・教材や消耗品など 17万円
- ・電話代や切手代などその他の経費 13万円
- ・備品購入等 6万円



○新型コロナウイルス感染症対策費

- ・感染症対策用備品等 30万円

財源

国県支出金	59万円
市の負担額	14万円

児童手当支給費 4億9,997 万円
(前年度:5億774万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

中学校3年修了前の子どもを対象児童として、児童の養育者に対して手当を支給します。

- ・児童手当支給事業 4億9,997万円

	一人当たり
3歳未満	15,000円/月
《3歳以上～小学校修了前》	
第1子・第2子	10,000円/月
第3子以降	15,000円/月
中学生	10,000円/月
《受給者の所得が所得制限額以上》	5,000円/月

(所得制限額:622万円)

※扶養親族等が0人のとき

扶養親族等がいる場合は、これに一人当たり38万円を加算します。

財源

国県支出金	4億2,397万円
市の負担額	7,600万円

民生費

子ども・妊産婦医療給付費 1億2,325万円 (前年度:1億2,259万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

中学校3年修了前の児童及び妊産婦(妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹病した者)を対象として、医療費の本人負担分を助成します。

- 子ども・妊産婦医療給付事業 1億2,325万円
- 0歳児、妊産婦の入院・通院医療費
- 1歳から未就学児までの入院・通院医療費

以上、県補助の対象となります。
これ以外の場合は、市の単独補助です。

財源

国県支出金	1,664万円
その他(高額療養費)	20万円
市の負担額	1億641万円

高校生等医療給付費 1,456万円 (前年度:1,443万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

高校生等を持つ世代への支援を充実させるため、義務教育終了後の高校生等を対象として、医療費の本人負担分を助成します。

- 高校生等医療給付事業 1,456万円
- 高等学校等に在学し、かつ、保護者に扶養されているお子さんの入院・通院医療費を助成します。

財源

市の負担額	1,456万円
-------	---------

養育医療給付費 82万円 (前年度:106万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

養育のため病院・診療所への入院が必要な未熟児に対して、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その医療費を公費により負担します。

- 養育医療給付費 82万円
- 養育が必要な乳児の定義
次のいずれかに該当するもの
○出生時体重が2,000g未満である
○特定の諸症状を示し、入院が必要と判断される

養育医療は、その児童の扶養義務者から負担能力に応じて、かかった費用の一部を徴収することができるとされていますが、市では全額公費負担とします。

財源

国県支出金	43万円
市の負担額	39万円

子どもインフルエンザ予防接種 助成事業費 844万円 (前年度:810万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成します。県の助成制度の対象外となっている、小学1年生から中学3年生までの児童を対象とします。

- 対象児童数 約2,495人
(13歳未満 1,630人、13歳以上 865人)
※13歳未満のうち、生後6ヶ月からの未就学児は県助成制度の対象です。
- 助成額 3,000円/回
13歳未満 2回
13歳以上 1回



財源

市の負担額	844万円
-------	-------

**とやまっ子育て支援サービス 513 万円
普及促進事業費 (前年度:650万円)**

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

保育サービスや子どもの予防接種、読み聞かせ絵本の購入などに利用できる子育て応援券を配布します。

《応援券配布額》

第1子	10,000円/人
第2子	20,000円/人
第3子以降	30,000円/人

- ・利用対象サービス
 - 一時保育、幼稚園での一時あずかり
 - 障害児向け福祉サービス
 - 読み聞かせ絵本の購入
 - 産前産後の家事サービス
 - 病児・病後児保育
 - 親子連れでの公共施設への入場
 - 子ども同伴でのタクシー利用
 - 任意の予防接種（インフルエンザ、おたふく風邪等）
 - 乳児健康診査、乳児の沐浴指導
 - 母乳相談、母乳マッサージ
 - 産後ケア事業
 - フッ素塗布

財源

国県支出金	513万円
-------	-------

**母子等福祉対策事業費 296 万円
(前年度:299万円)**

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭が安心して暮らすための相談や、ひとり親家庭の親の就業相談等に応じるため、母子父子自立支援員を配置します。また、市母子寡婦福祉会へ活動費を一部助成します。

- ・母子父子自立支援員経費 254万円
- ・市母子寡婦福祉会活動助成金 6万円
- ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 36万円

ひとり親家庭の子どもに学習や生活習慣の習得の支援を行います。



財源

国県支出金	29万円
市の負担額	267万円

**ひとり親家庭等緊急生活資金貸付金 200 万円
(前年度:200万円)**

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭へ緊急生活資金の貸付を行い、経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図ります。

貸付先: 滑川市母子寡婦福祉会

貸付要件: ひとり10万円まで

貸付期間: 6ヶ月



財源

その他 (諸収入)	200万円
-----------	-------

**児童扶養手当支給費 7,503 万円
(前年度:7,789万円)**

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している父又は母若しくは養育者に対して支給します。

《手当額 (月額) 》

全部支給	43,070円
一部支給	10,160円 ~ 43,060円
2人目加算	5,090円 ~ 10,170円
3人目以降加算	3,050円 ~ 6,100円

受給者本人及び扶養義務者の所得に応じて手当額の一部や全部が支給停止になることがあります。

財源

国県支出金	2,498万円
市の負担額	5,005万円

民生費

【新】ひとり親家庭給付金等支給費 2,506 万円 (前年度:-万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けているひとり親家庭を支援するため、給付金を支給します。

○新型コロナウイルス感染症対策費

対象者: 児童扶養手当受給者
支給額: 1世帯当たり10万円

財源

国県支出金	2,506万円
-------	---------

ひとり親家庭等医療給付費 1,439 万円 (前年度:1,464万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

両親のいない家庭の児童とその養育者、及び母子・父子家庭の児童と母・父の医療費の自己負担分を助成します。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

《対象者》

母子家庭の児童と母
父子家庭の児童と父
両親のいない家庭の児童とその養育者

児童扶養手当の所得制限に準じ、所得限度額を超えると非該当となります。ただし、入院医療費に関しては所得制限を撤廃しています。(平成22年10月から)

財源

国県支出金	694万円
その他(高額療養費)	6万円
市の負担額	739万円

母(父)子家庭自立支援給付金 356 万円 (前年度:140万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

母(父)子家庭の母(父)の就業をより効果的に促進するため給付金を支給します。

- 自立支援教育訓練給付金 20万円
市が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講料の60%を支給します。
支給上限額 20万円
(特定の講座は修業年限×20万円)
- 高等職業訓練促進給付金 336万円
看護師、介護福祉士等の資格取得のために、1年以上養成機関で訓練する場合に生活費の支援をします。
支給期間の上限 36月
(資格取得のため4年課程が必須となる場合は48月)
支給額(月額) 非課税世帯 10万円
課税世帯 7万500円
(最終1年間は 非課税世帯 14万円
課税世帯 11万500円)

財源

国県支出金	267万円
市の負担額	89万円

遺児福祉年金 45 万円 (前年度:46万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

死別により両親または片親の保護に欠ける児童に年金を支給します。(義務教育修了まで)

両親の保護に欠ける児童 年額30,000円

片親の保護に欠ける児童 年額15,000円



財源

市の負担額	45万円
-------	------

遺児激励費 **23 万円**

(前年度:25万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭又は両親のいない家庭の中学生以下の児童を対象にしたクリスマス会の開催と、中学校卒業時のお祝い贈呈を行います。

- ・ クリスマス会 17万円
クリスマス会に参加した世帯へクリスマスケーキと、参加児童にお菓子をプレゼントします。(市母子寡婦福祉会共催)
- ・ 中学卒業生記念品贈呈 6万円
図書カード(2,000円)



財源

市の負担額	23万円
-------	------

児童館管理運営費 **1,502 万円**

(前年度:1,510万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

市有林である杉をふんだんに使用した温かみのある空間で、子どもたちや保護者及び地域住民が「元気になれる場」として、様々な事業の充実を図ります。

児童館の運営や事業の開催に必要な経費です。

- | | |
|-----------------|---------|
| 人件費 | 1,038万円 |
| イベントの報酬や開催費など | 54万円 |
| 消耗品や光熱水費など | 164万円 |
| 電話代や切手代など | 20万円 |
| 委託料(清掃、警備、点検など) | 173万円 |
| その他の経費 | 23万円 |

○新型コロナウイルス感染症対策費

- ・ 感染症対策用備品 30万円



財源

国県支出金	30万円
市の負担額	1,472万円

【一部新】市立保育所運営費

7,353 万円

(前年度:8,003万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育を行います。

- ・ あずま保育所・坪川保育所の運営費

人件費	4,846万円
(【新】うち、保育士処遇改善分	141万円)
給食材料費	999万円
施設整備費等	193万円
水道光熱費	476万円

○新型コロナウイルス感染症対策費

- ・ 感染症対策用備品 90万円

※令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3歳以上児(2号認定こども)の保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

⇒国による無償化の対象とならない3歳未満児については、引き続き、第2子以降の保育料を市で無料にしています。

影響額: 第2子	341万円
第3子以降	145万円

財源

国県支出金	253万円
その他(保育料等)	928万円
市の負担額	6,172万円

民生費

生活保護事務費 601万円

(前年度:616万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

生活保護に関する事務を行います。

- 被保護者就労支援事業 291万円
就労支援員が被保護者の就職活動を支援する体制を強化し、早期の就労による自立を促進します。
- 生活保護嘱託医手当 14万円
生活保護者への医療扶助に係る助言・指導をお願いしている医師への手当です。
- 業務システムの維持管理 252万円
生活保護業務の実施に必要な各種の電算システムについての使用料や保守費用などです。
- その他事務費 44万円

財源

国県支出金	223万円
市の負担額	378万円

生活保護費 1億967万円

(前年度:1億2,055万円)

(担当: 福祉介護課 社会福祉係)

生活保護を受ける方の各種扶助を行います。

- 生活扶助 2,626万円
生活費を支援します。
- 住宅扶助 693万円
住居確保のための家賃や修繕費用を支援します。
- 教育扶助 18万円
小・中学校の就学に必要な費用を支援します。
- 介護扶助 321万円
介護保険サービスの利用に必要な費用を支援します。
- 医療扶助 5,400万円
医療費を支援します。
- 施設事務費 1,862万円
救護施設の事務費を負担します。
- その他 47万円

財源

国県支出金	8,283万円
市の負担額	2,684万円

